

令和7年8月26日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公印省略)

ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、標題の件につき、日本医師会より連絡および周知依頼がありました。

昨年末、電子処方箋について、一部の医療機関や薬局においてシステムの設定がされた際の不備により、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示されるなどの事例が報告されたことを受け、誤表示問題の主な原因であったダミーコードについて、各医療機関で点検の上、ダミーコードを使用していないことをご確認いただいた医療機関が電子処方箋を利用されている状況にあります。

点検等の詳細につきましては、2頁目の【関連資料掲載 URL】の④「ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について」のウェブページをご覧ください。

本件を受け、令和7年8月28日より、患者の健康被害を防ぐため、電子処方箋管理サービスにおいてダミーコードの登録ができないようにする改修が行われます。詳細は下記をご覧ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【電子処方箋管理サービスの改修について】

電子処方箋管理サービスにおいて、ダミーコードが登録できないように改修されます。改修完了以降はダミーコードでの電子処方箋の登録はできません。

・改修作業日時：8月28日(木)0時～2時

※本改修作業実施中も電子処方箋管理サービスへの登録ができなくなる等の影響はございません。

【電子処方箋管理サービス改修以降の運用について】

電子処方箋の運用につきましては、本改修以降、下記のとおりご対応ください。

- ・ 以下の場合にあつては、紙の処方箋を発行する。
 - － 医薬品等マスタにおける電子処方箋に用いるコード(YJコード、レセプト電算処理システム用コード、一般名コードをいう。以下同じ。)等の設定について厚生労働省への点検報告を完了していない場合
 - － 処方する医薬品・特定器材に対応するコードが設定されていない等の理由により、電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できない場合
- ・ 電子処方箋の発行が可能な状態(医薬品等マスタにおける電子処方箋に用いるコード等について、システムベンダーとも確認し、厚生労働省への点検報告を完了)で、患者が電子処方箋の発行を希望する場合においても、以下の対応を行う。
 - － 以下のいずれかの場合には、電子処方箋の発行に加え、必ず処方内容(控え)を患者に交付する。
 - ・ 調剤を受ける予定の薬局が受診時点で未定の場合
 - ・ 厚生労働省ホームページで公表されていない薬局(点検報告未完了)での調剤を希望する場合
 - － 以下の場合には、電子処方箋のみの発行を可能とする。
 - ・ 調剤を受ける予定の薬局が厚生労働省ホームページで公表されている薬局(点検報告完了)であることを確認した場合
- ・ (注) 医療機関は患者を特定の薬局に誘導しないようにすること。
- ・ 紙の処方箋と処方情報の内容、電子処方箋と処方内容(控え)の内容の差異等がないか、適時確認を行う。
- ・ 院内処方時(紙の処方箋を発行しない場合)等に、電子処方箋管理サービスに登録できない医薬品・特定器材がある場合には、システムベンダーに速やかに確認の上、自医療機関において適切なコード等が設定され次第、登録を行う。

次ページへ続く

【厚生労働省からのお願い】

- ・医療機関・薬局においては、患者の健康被害を防ぐため、医薬品マスタ・特定器材マスタ（以下「医薬品等マスタ」という。）の設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿って、厚生労働省への点検報告を行いつつ、電子処方箋を適切に運用していただきたいこと。
※既に点検報告を行い、厚生労働省ホームページに掲載されている場合は再度の点検報告は不要。
※医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内については、令和7年8月21日に再周知。
- ・上記の対応については、厚生労働省・実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）により適時モニタリングをした上で、適切に対応できていない場合には必要な確認を行うことについてご留意いただきたいこと。
- ・随時最新の情報の案内等を行うため、引き続き、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内を定期的にご確認いただきたいこと。また、別途厚生労働省から配布する医薬品コード等に関連するインシデント事例等を参考に防止対策を実施していただきたいこと。

【関連資料掲載 URL】

①医療機関等向け総合ポータルサイトの本件に関連する案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011955

②点検報告完了医療機関・薬局リスト掲載ページ

（電子処方せん対応の医療機関・薬局についてのお知らせ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushitsu.html

③システム事業者の対応状況掲載ページ（システム事業者の電子処方箋対応状況について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_vendor_00001.html

④ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=a117d84183a3229093695fa8beaad301&spa=1



【本件に関する照会先】

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00 土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

一般社団法人 大阪府医師会総務課企画室
Tel.06-6763-7021